

# 朝霞市まち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及び総合戦略策定方針

平成27年6月2日（市長決裁）

## 1. 策定の趣旨

平成26年11月、国は「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、急速な少子高齢化の進展に的確に対応して人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を防いでそれぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力のある日本社会の創生に国家を挙げて取り組む考えを示した。

同年12月、政府は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、日本の人口の現状と2060年（平成72年）までの将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及びこれを実現するため、今後5か年の目標や施策の基本的な方向、具体的な施策を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。

人口減少の問題は地域によって状況や原因が異なることから、国の長期ビジョンと総合戦略を勘案した上で、「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定し、地域の特性を踏まえた戦略に基づいてより効果的に人口問題の対策に取り組む必要がある。

このような経緯を踏まえ、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項の規定に基づき、平成27年度末までに、朝霞市の「朝霞市人口ビジョン（以下、人口ビジョン）」と「朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、総合戦略）」を策定することとする。

## 2. 策定内容

### （1）人口ビジョン

朝霞市の人口の現状と将来の展望を示し、人口問題に関する市民の認識の共有を目指すとともに、今後、目指すべき将来の方向を提示するもの。総合戦略において、効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎材料と位置づける。

### （2）総合戦略

「人口ビジョン」を踏まえ、まち・ひと・しごとの創生に関して朝霞市が取り組む今後の政策目標や施策の方向をまとめたもの。

## 3. 対象期間

### （1）人口ビジョン

国の長期ビジョンの対象期間である2060年（平成72年）までに合わせ、

朝霞市でも同年までの人口推計を行う。

## (2) 総合戦略

朝霞市が取り組む政策目標や施策の方向を、平成27年度から平成31年度までの5年間を対象期間として、まとめるものとする。

## 4. 基本的な考え方

### (1) 国及び埼玉県の方針を勘案

総合戦略の策定にあたっては、その上位戦略となる、国及び埼玉県の総合戦略の方針を十分に勘案する。国の総合戦略における下記の4つの基本目標に沿って、朝霞市の計画及び事業施策を再整理し、総合戦略の骨子策定のためのたたき台とする。

参考：国の総合戦略における基本目標

- ・地方における安定した雇用を創出する。
- ・地方への新しい人の流れをつくる。
- ・若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。
- ・時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。

### (2) 第5次総合計画との整合性

朝霞市では、長期的な視点から本市の将来ビジョンを描きながら、その実現に向けて計画的な行政運営を行うため、「第5次総合計画」を平成27年度末までに策定する予定である。計画の対象となる期間を平成28年度から平成37年度までの10年間とし、将来の行政需要やまちづくりの方向性などを総合的かつ体系的にまとめた本市の最上位計画である。

新たに策定する総合戦略との間で相互の整合性を図るとともに、第5次総合計画の策定にあたってこれまでに実施した調査分析成果の活用及び策定事務の効率的な連携を図るものとする。

### (3) 審議会の設置

知識経験者、市内関係団体、公募市民等で構成される朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を設置し、人口ビジョン素案及び総合戦略素案に対する審議する。

### (4) 成果指標と効果検証

戦略に盛り込む政策分野単位で基本目標を設定するとともに、客観的な成果

指標（K P I）を設定する。また、P D C Aサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、実施した施策や事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改訂する。

#### （５）地域特性の反映

朝霞市は現在人口増加傾向にあることから、朝霞市の実情に沿った、東京圏におけるまち・ひと・しごと創生の在るべき姿を明確にした上で、総合戦略を策定する。地域経済分析システム（R E S A S）のビックデータ等を活用し、データにより裏付けられた効果的な戦略を立案する。

#### （６）策定経過等の公表

人口ビジョン及び総合戦略の策定過程における重要事項については、広報あさか及び朝霞市ホームページの掲載等、利用可能な情報発信手段を用いて適宜公表する。

## ５．推進体制

### （１）庁内体制

#### （ア）朝霞市まち・ひと・しごと創生本部

「朝霞市まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、全庁的な横断体制を確立した上で、総合戦略の策定及び施策の推進に取り組む。なお、創生本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長を、本部員は部長級職員をもって充てることとする。

#### （イ）朝霞市まち・ひと・しごと創生政策推進部会

課長職にある職員のうちから、協議内容に係る職員で構成する推進部会を設置し、人口ビジョン及び総合戦略素案の検討を行う。

#### （ウ）職員ワーキンググループ

これから結婚、出産を考える職員、子育て中の職員、新入職員、その他の職員で構成されるワーキンググループを設置する。戦略立案にあたって検討するほか、市民の参画をはじめ、市内の各種関係者との連携をより強化する目的で、情報発信媒体（F a c e b o o k、Y o u T u b e等）を使って、職員ワーキンググループ内の活動報告だけに限定せず、朝霞市全体の市政の取り組み、朝霞市内のまち・ひと・しごと創生に係る取り組み等を紹介し、タイムリーな情報発信をする。

### （２）朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会

知識経験者、市内関係団体、公募市民等で構成される朝霞市まち・ひと・し

ごと創生総合戦略審議会を設置し、人口ビジョン素案及び総合戦略素案に対する審議する。

### (3) 市民

#### (ア)朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会

審議会委員として委嘱された市民の代表（2名）が、人口ビジョン素案及び総合戦略素案について審議を行う。

#### (イ)意識調査

結婚、出産、子育て等に関する市民の希望や阻害要因等を調査、分析し、具体的な戦略につなげる。

#### (ウ)パブリックコメント

市民の声を広く反映できるよう、朝霞市の人口ビジョン素案、朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略素案を公表し、意見を求める。

### (4) 市内関係団体

教育機関、民間企業、NPO、ボランティア団体等の関係機関との意見交換をするなど、朝霞市のまち・ひと・しごと創生に係る取り組みを推進する。

### (5) 議会

人口ビジョン素案及び総合戦略素案について説明を行うほか、人口ビジョン及び総合戦略を策定した後、市議会に報告する。

## 6. 策定スケジュール

別紙のとおりとする。

## 7. その他

本策定方針に定めるもののほか、策定に関し必要な事項は別に定める。